



2018.6.29

コチ コンサルティング

日本では“働き方改革法案”の国会採決が山場を迎えていますが、在中国日系企業においても管理職への残業代支給の問題、製造現場を中心としたワーカー層の長時間残業の問題は、人事労務監査の現場で最も頻発している法令順守上の課題です。本号では、超過勤務時間（残業時間）の労務監査実態と併せ、7月からの住宅積立金基数改定直前の6月25日に通知された、上海市住宅積立金納付比率の新規定をご報告します。



注目Q&A

HR Café

Mピザで滞在の出張者は中国法人の名刺を使用できますか？

<http://cochicon.com/147qa-1>

長期就労社員の自己都合離職…留意点は？

<http://cochicon.com/147qa-2>

内容 【人事・労務情報】

- 超過勤務時間（残業時間）の労務監査…80時間超過の場合は初回摘発から罰金
- 上海市住宅積立金納付比率引き下げ、補充通知…5%までの引き下げは届け許認可不要

人事・労務情報

■超過勤務時間（残業時間）の労務監査

中国では労働法において勤務時間の延長は1日1時間、やむを得ない場合でも、労働者の健康を保障できる条件下で1日3時間、月間36時間を超えてはならないとされています。

在中国日系企業では、オフィス勤務者（製造工場の間接部門を含む）の残業時間は多くなく、工場勤務ワーカー、エンジニアリングサービス等の保守の職務で残業時間が恒常的に法定を超えているケースが多くみられます。また、営業職では不特定労働制の許可取得が比較的容易なため、残業の多い営業職の場合、不特定労働制を運用し、残業管理をしていないケースが多くみられます。

【報酬調査分析による残業時間】（CoChi 2018人事管理一斉調査より）

*長三角＝揚子江デルタ＝江蘇省調査データ

ワーカー	上海				長三角			
	管理	主管	担当	固定給	最低賃金	固定給	最低賃金	
	基数	固定給	固定給	固定賃金	最低賃金	固定給	最低賃金	
	残業時間 (平日換算)	18.5H	32.3H	14.1H	118.7H	63.7H	105.5H	
	残業時間 (平日・休日換算)	15.8H	27.7H	12.1H	101.7H	54.6H	90.4H	

*平日換算残業時間：平日残業代割増率のみで計算。
 平日・休日換算残業人：1日/週、休息日残業を想定し計算。 残業手当：<http://cochicon.com/313.html>

*江蘇省では残業代の基数は最低賃金とすることも可能なため、残業代基数を固定給とした場合と最低賃金とした場合で分析。 残業手当基数：<http://cochicon.com/610.html>

残業代が生活給化している製造現場では、残業時間が減少すると離職率が高まるという相関関係で、法定残業時間（36時間）の倍（80時間程度）までは、監督官庁（労働局）も暗黙の了解でお目こぼし状態でした。最近では、製造現場以外のアルバイトに従事したり、ワークライフバランスを重視し、長時間残業を好まない現場労働者も増加しており、従来以上に労働局への告発（タレコミ）が増加傾向にあります。労働局は告発を受けた場合、労務監査を実施する義務があり、罰金規定があります。

次項表は上海市の罰金規定です。

《上海市人力資源・社会保障局 労働保障監察行政処罰裁量基準に関する通知》

労働保障 違反状況		処罰
1人当たり月次超過残業時間が36時間以上80時間未満の場合	初回摘発	処罰なし
	2回目摘発	警告
	3回以上の摘発	警告と併せ一人あたりに100元以上200元以下の罰金
1人当たり月次超過残業時間が80時間以上140時間未満の場合		警告と併せ一人あたりに200元以上300元以下の罰金
1人当たり月次超過残業時間が140時間以上の場合		警告と併せ一人あたりに300元以上500元以下の罰金

NAVI

- ・労働監察で違反状況が罰金対象となった場合、実態は罰金額の取引、交渉が行われています。
- ・労働監査の罰金以外に、最近は“過労”という概念が浸透し始めています。現状、過労は労災の対象とはなっていませんが、死傷病発生の場合に超過労働時間を持ち出し、会社に補償を求め、民事裁判に提訴するケースもあり、留意が必要です。

■上海市住宅積立金納付比率引き下げ、補充通知

《上海市公積金管理センター“放管服”（サービス管理の簡素化）改革要求による、ビジネス環境改善実施法案》（2018.3.18 住宅積立金管理センター通達） <http://cochicon.com/359.html>

により、経営が困難な企業は住宅積立金納付比率下限7%を5%まで引き下げることを許可するとの通知が出されていましたが、7月からの基数改定を目前に控えた6月25日に補充通知が發布されました。

【補充通知の変更点】

- ・個人納付比率（7～12%）、企業納付比率（7～12%）の下限を1%の単位で5%まで引き下げることができ、**住宅積立金管理センターの批准は不要**とする。
- ・納付比率引き下げには従業員代表大会の決議等の**従業員同意取得は不要***。企業は独自に納付比率の引き下げを決定できる。
- ・特定の企業に対しては、5%以下の納付比率が認可される。
 - ① 連続2年以上の経営赤字企業で、従業員の平均賃金が前年度の上海市平均賃金の60%（4,279元）を下回っている企業。
 - ② 設立3年以内の国家規定を満たす超小型企業

【留意点】

- ・納付比率は同一企業内では、同一比率としなくてはなりません。また、個人と企業の納付比率も同一比率でなくてはなりません。

NAVI 7月からの住宅積立金基数更新申請を控えた突然の通知でしたが、大手社会保険納付代行会社では6月30日までの申請で変更を受け付ける会社と、一切の申請代行を受け付けない会社があります。また、従業員の同意取得は不要と、大きく報道されていますが、識者の中には、従業員同意取得または、民主プロセスを経ての変更が必要とする意見もあります。住宅積立金納付率の引き下げは福利厚生水準引き下げに当たりますので、従業員へ配慮は必要と考えられます。